

令和3年3月17日

会 員 各 位
(施工関係者及び安全環境部)

一般社団法人 愛知県建設業協会
専務理事 大 西 克 義

アスベスト対策に関する講習会の開催について (通知)

標記につきまして、このたび愛知県アスベスト対策協議会（議長：愛知県副知事）から別紙のとおりアスベスト対策に関する講習会をオンラインで開催する旨の周知依頼がありましたので、ご案内いたします。

以上

※ 愛知県の公式 Web サイト：[令和2年度 アスベスト対策に関するオンライン講習会](#)

1. 公開期間

2021年3月17日（水曜日）午前10時から3月31日（水曜日）午後5時まで

2. 開催方法

YouTube によるオンライン講習会（録画配信）

3. 内容

(1) 「石綿障害予防規則等の改正について」

説明：厚生労働省愛知労働局労働基準部健康課

(2) 「大気汚染防止法及び政省令の改正について」

説明：愛知県環境局環境政策部水大気環境課

(3) 「愛知県水大気環境課の各業務（フロン類排出抑制対策、水銀排出抑制対策、オフロード車からの排出ガス抑制対策）について」

説明：愛知県環境局環境政策部水大気環境課

4. 受講対象者

建設業関係者、分析事業者、建築物所有者、県民、自治体職員等

5. 申込方法

あいち電子申請届出システムからお申込みください。

[講習会の申込みはこちら](#)

2 水大第 1091 号
令和 3 年 3 月 12 日

愛知県アスベスト対策協議会
構成機関・団体各位

愛知県アスベスト対策協議会
議長 愛知県副知事

アスベスト対策に関する講習会の開催について（通知）

日頃は、愛知県アスベスト対策協議会の取組の推進につきまして、御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本協議会では、平成 17 年の設立以来、構成機関・団体が連携協働して、アスベスト問題についての情報提供、被害の拡大防止、相談窓口体制の整備など総合的な取組を進めてきたところです。

このたび、令和 2 年度アスベスト対策に関する講習会を、下記のとおりオンラインで開催します。

つきましては、貴機関・団体の関係者の皆様方への周知について、御協力をお願いします。

なお、愛知県の公式 Web サイト（URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutai/ki/asbestos030317.html>）に本講習会の案内を掲載しておりますので、ホームページを開設している機関・団体の皆様におかれましては、リンクの掲載等についても御配慮ください。

記

1 公開期間

2021 年 3 月 17 日（水）午前 10 時から 3 月 31 日（水）午後 5 時まで

2 開催方法

YouTube チャンネルによるオンライン講習会（録画配信）

3 内容

(1) 「石綿障害予防規則等の改正について」

説明：厚生労働省愛知労働局労働基準部健康課

(2) 「大気汚染防止法及び政省令の改正について」

説明：愛知県環境局環境政策部水大気環境課

(3) 「愛知県水大気環境課の各業務（フロン類排出抑制対策、水銀排出抑制対策、オフロード車からの排出ガス抑制対策）について」

説明：愛知県環境局環境政策部水大気環境課

（事務局）担 当 愛知県環境局環境政策部
水大気環境課
大気規制グループ（西田）

電 話 052-954-6456（ダイヤルイン）

ファックス 052-961-4025

電子メール mizutaiki@pref.aichi.lg.jp

参加無料（事前申込制）
オンライン開催

令和2年度



アスベスト対策 に関する講習会

アスベスト（石綿）は、人が吸い込むことで中皮腫や肺がんなどを引き起こすおそれがある天然の鉱物です。また、過去に建築材料として多く使用されており、使用されている建築物等の解体作業を行うときは、大気中に飛散させないよう、大気汚染防止法等に基づき、適切な措置をとることが重要です。

2020年6月に大気汚染防止法が改正強化され、2021年4月1日から施行されることから、その改正内容を中心に「アスベストの飛散防止対策等に関する講習会」をオンラインで開催しますので、ぜひ御参加ください。

なお、参加費は無料ですが、事前の申込みが必要となります。

■ 公開期間

2021年3月17日（水）10:00
～3月31日（水）17:00

■ 開催方法

YouTubeによる
オンライン講習会（録画配信）

■ 参加費

無料
（ただし、インターネット使用料及び通信費については各自で負担）

■ 内容

- 「石綿障害予防規則等の改正について」
説明：厚生労働省愛知労働局労働基準部健康課
- 「大気汚染防止法及び政省令の改正について」
説明：愛知県環境局環境政策部水大気環境課
- 「愛知県水大気環境課の各業務（フロン類排出抑制対策、水銀排出抑制対策、オフロード車からの排出ガス抑制対策）について」
説明：愛知県環境局環境政策部水大気環境課

主催：愛知県アスベスト対策協議会、愛知県、名古屋市

申込期限：3月31日（水）正午

■ 申込方法

あいち電子申請届出システムよりお申込みください。

URL：https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u
/offer/offerList_detail.action?tempSeq=29304

スマートフォンからの申込みはこちら ⇒



申込みいただいた方には、申込完了時にメールにて視聴方法を案内します。

■ 問合せ先・申込先

愛知県アスベスト対策協議会事務局

愛知県環境局環境政策部水大気環境課大気規制グループ

TEL：052-954-6215（ダイヤルイ）

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）の概要 （公布日：令和2年6月5日）

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

現 状 ・ 課 題

主な改正事項

<課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等（レベル3）の不適切な除去により石綿が飛散

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大

【工事の流れ】

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし（見落とされた現場の都道府県等による把握が困難）

- 一定規模以上等の建築物等について石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告の義務付け
- 調査方法を法定化
- 調査に関する記録の作成・保存の義務付け

レベル1・2あり

レベル1・2なし

届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

解体等工事

石綿含有建材の除去等作業

- ・ 作業基準の遵守義務

（特定粉じん排出等作業）

<課題3>

▼短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう

- 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設
- 下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加

<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の取り残し

- 作業結果の発注者への報告の義務付け
- 作業記録の作成・保存の義務付け